

山火事警戒宣言の発令

岩手県山火事防止対策推進協議会では、3月1日から5月31日までを「岩手県山火事防止運動月間」と定め、関係機関・団体等が一体となって山火事防止の注意喚起に取り組んでいます。

今年の1月1日から4月25日までに発生した林野火災は16件（速報値・岩手県森林整備課調べ）となっており、4月13日と15日の火災では、それぞれ1名の方が死亡する痛ましい事故が発生しています。

また、4月20日には宮古市で大規模な林野火災が発生するなど、極めて憂慮される事態となっています。

今後も空気が乾燥するなど山火事発生の危険期が続くと見込まれることから、4月26日から5月31日までの期間、「山火事警戒宣言」を発令し、改めて県民一人ひとりに注意を喚起し、山火事防止の徹底を図ります。

山火事の多くが、ちょっとした火の取扱いの不注意から発生しています。

県民の皆様におかれましては、山火事の危険性を十分認識し、特に、強風時や乾燥時には火入れ、野焼き等火の使用は絶対行わない、タバコの投げ捨ては絶対行わないなど、恐ろしい山火事の防止に御協力をお願いします。

令和6年4月26日

岩手県山火事防止対策推進協議会

会長 岩手県農林水産部長 佐藤 法之